

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

人や組織には他と比べて劣っている部分
が必ず存在します。コンプレックスをバネ
に自分が鍛えられるという側面もありま
すが、その劣っている部分をカバーする
ように別の部分が発達していき、そこ
が強みになることがあります。その強
みに気づくためには、あらゆることに
チャレンジすることです。可能性は無
限です。
弱点を克服するより、弱点をありのま
ま受け止め、強みをより強くすること
で全体がレベルアップします。
野口英世には放蕩癖がありました。

私の書棚より

○経営というのは、当たり前のことを
本当に当たり前毎日実行する。そし
てチェックをし次の方法を考える、計
画を変える。このことの繰り返しです。

○自信のある、最高水準のものを作る
ことに集中して、それ以外の、中途半
端にやるようなことはやめる。そして、
その中から特に「これだ」というもの
に経営資源を一層集中させていく。他
社が絶対に追いつけないものにする。

「経営者になるためのノート」
柳井正著 PHP 研究所

税務アンテナ

□法人が得意先に配布するために支出した
商品券購入費用は原則として交際費等とな
り、中小法人では年 800 万円まで損金算入
できます。
ただし、支出額や支払先がわかっ
ても、使途が確認できず、業務との関連が明
らかにできないものは、使途不明金として
損金不算入となります。
また、相当の理由がなく、支出した相手
の名称や所在地まで明らかにできないもの
は、使途秘匿金として損金不算入となるだ
けでなく、支出した金額に対して、さらに 40
%の法人税が追加課税されます。

□資本的支出部分の耐用年数は本体と同様
の耐用年数で減価償却をすることになりま
すが、資本的支出をした初年度は、事業の
用に供した期間の月割計算しますが、翌期
以降は本体と一括して減価償却をすること
になります。
ただし、中古資産を取得し、資本的支出
の金額が、中古資産の取得価額の 50 %に相
当する金額を超えるときは、中古資産の簡
便法による耐用年数ではなく、合理的に残
存耐用年数を見積もることになります。
また、中古資産に対して支出した資本的
支出の金額が、その資産の再取得価額の 50
%を超えるときは、法定耐用年数により償
却することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 28年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 28年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月4日)

31日	○ 7月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき28日)
-----	---

今月の贈る言葉『これで満足したら終わりなんで』 by 本田圭佑